

## 本社機能等の企業誘致促進について

平成 28 年 2 月 5 日  
産業立地・経営支援課

### 1 目的

地方創生の一環として、人口の東京への過度な集中の是正と地方での安定した良質な雇用確保を進めるため、地域再生法に基づく国・県の優遇制度とそれを補完する県独自の助成制度により、企業の本社機能等（事務所・研究所・研修所）の県内への移転・拡充を促進する。

### 2 「地域再生計画」について

県と市町村が連携し策定、昨年 11 月 27 日付けで国の認定済

- 【計画概要】
- ・計画期間 認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで
  - ・参加市町村 62 市町村（19 市 43 町村）
  - ・検討中 15 町村（現在 2 町村について追加承認申請中）

### 3 立地企業への優遇制度等

#### (1) 地域再生法に基づく支援策（参考：現在認定済 1 件）

【国制度：オフィス減税＋雇用促進税制】

- ・建物等の取得価格に対し、特別償却（15%～25%）又は税額控除（4%～7%）
- ・増加雇用者等に対する税額控除（一人当たり 20 万円～80 万円）

【県制度：県税の不均一課税】

- ・不動産取得税・事業税・固定資産税の不均一課税…**95%減税**

#### (2) 県独自制度の創設（9 月補正予算）（参考：現在認定予定 2 件）

##### ① 「本社等移転促進助成金」の創設

国の制度の対象とならない小規模な本社等の県外からの移転（5～9 人、中小企業にあっては 2～4 人）に対し、県独自の支援策を創設

- ア 施設助成 取得・賃貸等に対し不動産取得税相当額（上限 100 万円）を助成
- イ 雇用助成 新規雇用者及び県外からの転入者に対し一人当たり 80 万円を助成

##### ② 中小企業融資制度（新事業活性化資金）の拡充

貸付対象者に「県外から県内へ本社等の移転を行おうとする者」を追加

<助成対象者のイメージ（中小企業の場合）>

